

カネカけんぽ情報局

カネカ健康保険組合 大阪市北区中之島2丁目3番18号 TEL.06-6226-5034 編集・発行人 小出 貢
ホームページアドレス: <https://www.kaneka-kenpo.or.jp/>

2021年10月、マイナンバーカードの保険証利用が始まりました。マイナンバーカード取得、健康保険証利用申込に対して、国からのポイント付与の検討がすすめられています。健康保険とマイナンバーの関係は?特集ページをご確認ください。

2022年1月法改正情報 [2022年1月1日施行]

カネカ健保ホームページおよび申請書は、2022年1月4日以降更新致します。

傷病手当金支給期間の通算化

同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象になります。

支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能になります。

2021年12月31日時点で支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金(2020年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金)が対象です。

傷病手当金支給期間の考え方

		療養期間		療養期間		療養期間	
		出勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
現 行	待 期 期 間	支給	不支給	支給	不支給	支給	不支給
		← 1年6か月 → ※支給開始日から起算して1年6か月経過後は不支給					
改 正 後		支給	不支給	支給	不支給	支給	支給
		通算 1年6か月 ※支給開始日から通算して1年6か月まで支給					

任意継続被保険者の任意脱退申出受付の開始

健康保険組合が「任意継続被保険者資格喪失申出書」により任意脱退申出を受理した日の属する月の翌月1日に資格を喪失します。任意脱退申出後の取消はできませんので、ご注意ください。

産科医療補償制度掛金見直しに伴う(家族)出産育児一時金支給金額変更


産科医療補償制度対象分娩	420,000円(変更なし)
産科医療補償制度対象外分娩	408,000円

ご存知ですか?柔整師利用のルール

医療機関と同様、健康保険証で受診することができる柔道整復師ですが、医療機関と異なり、療養費(*)として健康保険組合において支給決定を行っています。

※療養費は、全額自己負担後、健康保険組合に申請し払い戻しを受けます。柔道整復師が地方厚生(支)局長と受領委任払いの協定を結んでいれば、健康保険証で受診できるしくみになっています。

適正な利用確認のため、照会文書をお送りすることがあります。回答内容により、柔整師への支払が不支給となる場合もありますので、保険適用となる施術内容を確認の上、照会文書へは、正確なご記入をお願いします。

保険適用となる施術	自費となる施術
<p>[外傷性が明らかな負傷] 負傷原因がはっきりしている、下記の外傷性の負傷で慢性に至っていないものに限られます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 骨折 脱臼 ひび(不全骨折) ねんざ 打撲 肉離れ(挫傷) <p>※内科的原因による疾患は含まれません。 ※骨折・ひび・脱臼は、応急手当の場合を除き医師の同意が必要です。 ※骨・腱・筋・関節・靭帯などのケガが保険適用となります。</p> 	<p>[病気による痛み、原因不明の痛み]</p> <ul style="list-style-type: none"> 慢性に至った外傷性の負傷 日常生活による単なる疲れや肩こり 単なる加齢からの痛み スポーツなどによる肉体疲労 脳疾患などの後遺症 リウマチ・関節炎などの痛み 保険適用となる施術であっても同一部位について医療機関の治療を受けながら、同時に接骨院の施術を受けている場合 通勤中や勤務中の負傷(健康保険ではなく労災保険の適用)

2021年度保健事業のご案内

12月20日で2021年度の健診申込受付は終了いたしました。2021年度は、新たに「ICTを活用した特定保健指導」「被保険者禁煙外来受診費用補助」「被保険者インフルエンザ予防接種費用補助」を開始しました。また、「介護・健康教室」は、2020年度に引き続きオンライン版をご紹介します。利用方法詳細は、カネカ健保ホームページをご確認ください。

心と身体の健康相談

0120-922-216 (通話料・相談料無料)

心の悩みも身体の悩みも引き受けます。年末年始にご利用ください(24時間受付)。

今後の予定

2022年2月初旬

年間医療費のお知らせ発行(2021年1月~11月受診分)

2022年2月28日

インフルエンザ予防接種費用補助金申請期限

2022年3月中旬

「カネカけんぽ情報局」「カネカけんぽのしおり」発行

2022年3月下旬

「主婦健診受診のご案内」発行
「人間ドック節目健診受診案内」「特定健診受診案内」対象者へ通知

健保連ホームページにおいて「健保寄席」公開中 2022年3月19日公開終了。お見逃しなく。



健保寄席

窓口負担、なぜ増える!? 言いたいこともあろうけれど、落語で聴きたいそんなこと。

医療費の窓口負担が増えるんだよ。75歳以上は、でもおい、いなり、2割に上がるわけじゃないんですよ。

先輩から受けた恩は後輩に返す、なるほどそういうことか。

少くとも若い人の負担が減るようだった。

「へろへろ正宗ねえ、今、品切れなんですよ。」

豆蔵(トナリクツ)のことかい?

ハバークト

今すぐチェック kenpoyose.com

マイナンバーカードの保険証利用が始まりました。

2021年10月20日から一部の医療機関において、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。

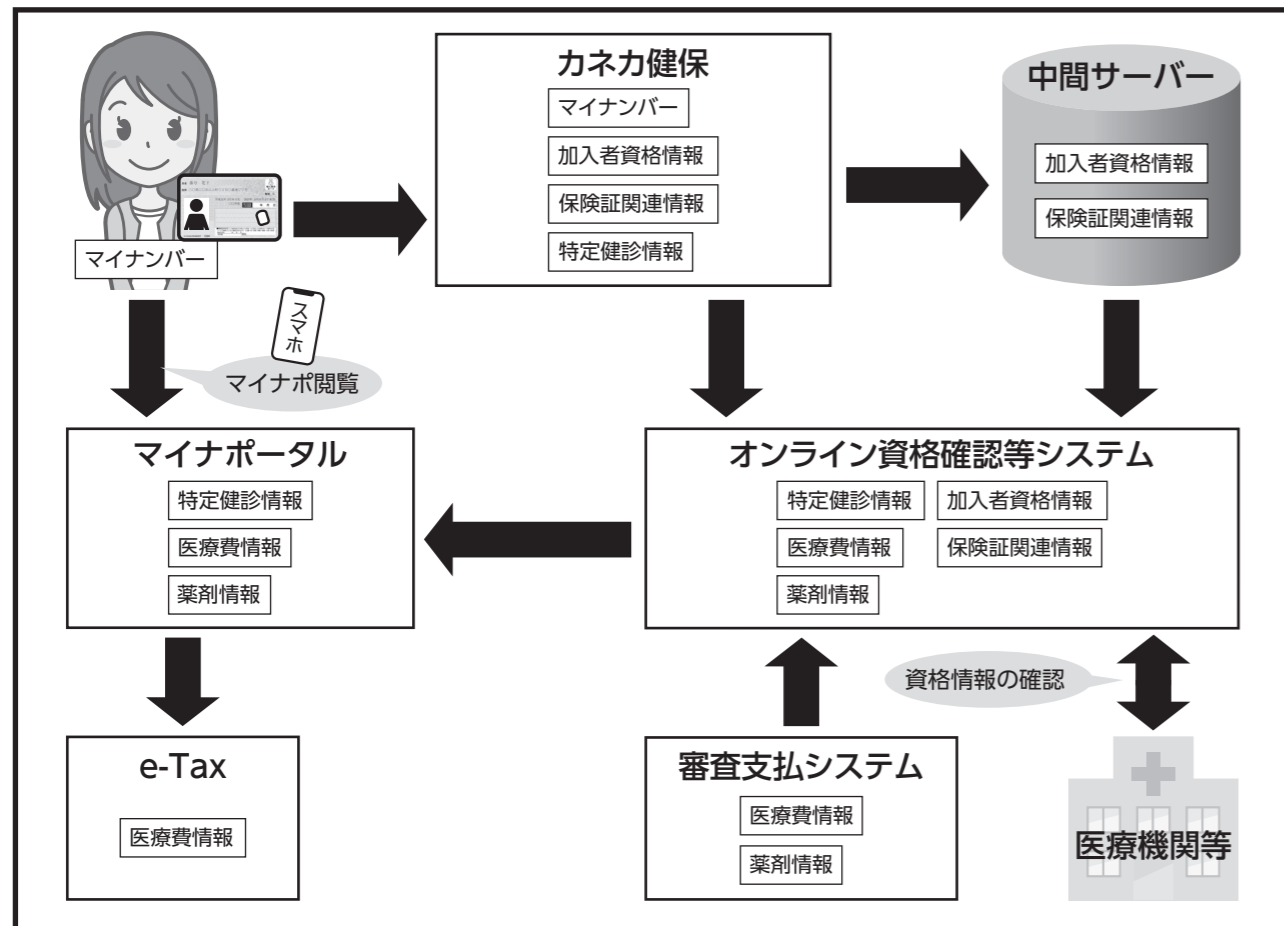
11月21日現在、導入済医療機関等は7.6%とわずかですが、今後、増えていく見込みです。

マイナンバーカードの健康保険証利用のしくみ、マイナンバーカードの利用で健康保険において変更となる手続き等について今回お伝えします。

疑問1 マイナンバーカードの健康保険証利用って何?

健康保険資格取得・ご家族の扶養追加手続きの際に事業主経由でご提出いただいたマイナンバーを、加入者情報・保険証関連情報と共に中間サーバーに登録することにより、オンラインにより健康保険の資格を確認することができますようになります。

オンライン資格確認(オンラインにおける健康保険の資格確認)のしくみ



ご存知ですか

マイナンバーカードと健康保険証を結びつけるために、世帯同一の保険証記号・番号に加えて、2桁の枝番が割り振られています。新規発行及び再発行時には、枝番が印刷された健康保険証が交付されています(既に交付済の健康保険証は、そのままご利用いただけます)。

マイナンバーカードの健康保険証利用には利用申込が必要です。

マイナンバーカードによる医療機関受診には、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続きが必要です。手続きは、既にマイナンバーカードによる受診が可能となっている医療機関・調剤薬局の顔認証付きカードリーダーによる申込も可能ですが、待ち時間短縮のため、事前の申し込みがおすすめです。ご自身のスマートフォン、セブン銀行ATMでの申し込みの2つの方法があります。同封のリーフレット裏面のご確認をお願いします。

※マイナンバーカードの健康保険証利用未対応の医療機関においては、従来どおり健康保険証の提示が必要です。対応済医療機関は、厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

疑問2 オンライン資格確認で本当に便利になるのかな?

○導入医療機関での受診が便利になります。

- ・入院等高額な医療費がかかる場合の「健康保険限度額適用認定証」の申請・提示手続きが不要になります。
- ・退職・転職等で新しい健康保険証の発行前でも、受診できます。
- ・受診者が同意する場合は、特定健診結果や投薬歴に基づく治療を受けることができますようになります。

○マイナポータルでご自身の情報が確認できます。

- ・ご自身の医療費・薬剤情報の確認ができます(2021年9月受診分から。整骨院等の療養費は除く)。
- ・特定健診結果(※)の閲覧ができます(2020年度分から。2021年度分は、カネカ健保の実施する被扶養者・任意継続被保険者の特定健診結果、事業主より提出済の特定健診結果を閲覧することができます。健診結果登録完了は、年度終了後7月を予定しています)。
※生活習慣病の予防・改善のため、カネカ健保等の保険者が40~74歳の方を対象に実施する健診および事業主から提出された特定健診検査項目の結果

- ・2021年の確定申告からは、医療費控除の申告をマイナポータル掲載の医療費情報からの連携で実施することができる予定です(2021年9月~12月診療分の医療費通知情報が連携対象です。カネカ健保の支給する付加給付等の給付金情報及び整骨院等の療養費情報は、連携されません)。

○カネカ健保においても提出書類削減を今後検討していきます。

マイナンバーにより加入者情報が集約されることにより、課税情報・健康保険加入情報等の確認が可能となっています。現在は、被扶養者資格追加・被扶養者資格確認・就職による被扶養者削除手続き時に、各種確認書類のご提出をお願いしていますが、今後、情報照会による添付書類の省略を検討いたします。詳細決定後、改めてご連絡します。

カネカ健保からのお願い

マイナンバーの早期届出へのご協力をお願いします。書類提出にあたっては、マイナンバーの記入誤りがないか必ずご確認をお願いします。被扶養者の就職・退職等における健康保険手続きは、速やかに実施をお願いします(法律では5日以内に実施することになっています)。

マイナンバーカードの詳しい情報は、厚生労働省ホームページをご確認ください。



厚生労働省ホームページ>
マイナンバーカードで検索

